

傷害安心保険

(普通保険約款・特約集)

目次

| | | | |
|-------------------------------------|---|---------------------------------------|----|
| 傷害安心保険 普通保険約款 | | 第30条(時効) | 8 |
| | | 第31条(保険金支払後の保険契約) | 8 |
| <用語の定義> | 1 | 第32条(保険金の削減払いおよび保険料の増額 または保険金額の削減) | 8 |
| 第1章 補償条項 | 2 | 第33条(代位) | 8 |
| 第1条(保険金を支払う場合) | 2 | 第34条(保険契約の継続) | 8 |
| 第2条(保険金を支払わない場合) | 3 | 第35条(訴訟の提起) | 9 |
| 第3条(保険金の支払額および保険金を受け 取るべき者) | 3 | 第36条(準拠法) | 9 |
| 第4条(死亡の推定) | 4 | 別表1 短期料率表 | 9 |
| 第5条(他の身体の障害の影響) | 4 | 別表2 保険金請求書類 | 9 |
| 第2章 基本条項 | 4 | 傷害安心保険 特約 | |
| 第6条(保険責任の始期および終期) | 4 | ・ホームヘルパー等代行費用特約 | 10 |
| 第7条(告知義務) | 4 | ・個人賠償責任特約 | 11 |
| 第8条(職業または職務の変更に関する通知義務) | 4 | ・傷害手術見舞費用一時金補償対象外特約 | 14 |
| 第9条(保険契約者の住所変更) | 4 | ・骨折等見舞費用一時金補償対象外特約 | 14 |
| 第10条(保険契約者の変更) | 4 | ・傷害退院時見舞費用一時金補償対象外特約 | 14 |
| 第11条(重複契約の禁止) | 4 | ・災害補償規定等による傷害死亡見舞費用 一時金受取人指定に関する特約 | 14 |
| 第12条(保険契約の無効) | 5 | ・保険料のクレジットカード払特約 | 14 |
| 第13条(保険契約の失効) | 5 | ・保険料分割払特約 | 15 |
| 第14条(保険契約の取消し) | 5 | ・集団扱特約 | 16 |
| 第15条(保険契約者による保険契約の解約) | 5 | ・保険証券の発行省略特約 | 17 |
| 第16条(被保険者による保険契約の解約請求) | 5 | ・通信販売特約 | 18 |
| 第17条(重大事由による保険契約の解除) | 5 | | |
| 第18条(保険契約の解除・解約の効力) | 6 | | |
| 第19条(保険料の返還または追加保険料の請求 —告知義務の場合) | 6 | | |
| 第20条(保険料の返還—無効または失効の場合) | 6 | | |
| 第21条(保険料の返還—取消しの場合) | 6 | | |
| 第22条(保険料の返還—解除の場合) | 6 | | |
| 第23条(保険料の返還—解約の場合) | 6 | | |
| 第24条(事故の通知) | 6 | | |
| 第25条(保険金の請求) | 6 | | |
| 第26条(当社が指定する医師が作成した 診断書等の要求) | 7 | | |
| 第27条(保険金の支払時期) | 7 | | |
| 第28条(傷害死亡見舞費用一時金受取人の変更) | 8 | | |
| 第29条(傷害死亡見舞費用一時金受取人が複数の 場合の取扱い) | 8 | | |

<用語の定義>

この約款およびこの約款に付帯される特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。ただし、別途定義のある場合は、この限りではありません。

| 用語 | 定義 |
|-----------|---|
| 医学的他覚所見 | 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 |
| 医科診療報酬点数表 | 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 |
| 解除 | 当会社の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。 |
| 解約 | 保険契約者または被保険者の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。 |
| 家事従事者 | 被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯、育児等の家事を主として行う者をいいます。 |
| 危険 | 支払事由の発生の可能性をいいます。 |
| 競技等 | 競技、競争、興行 ^(注1) または試運転 ^(注2) をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。 |
| 契約年齢 | この保険契約の保険期間の開始時における被保険者の満年齢をいいます。 |
| 公的医療保険制度 | 次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ①健康保険法(大正11年法律第70号) ②国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) |
| 後遺障害 | 治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。 |
| 告知事項 | 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。 ^(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。 |
| 骨折等 | 骨折 ^(注1) または脱臼 ^(注2) をいいます。 (注1) 「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および突発性骨折 ^(注3) を除きます。 (注2) 「脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼 ^(注4) 、病的脱臼 ^(注5) および反復性脱臼 ^(注6) を除きます。 (注3) 「病的骨折および突発性骨折」とは、疾患などの要因により、抵抗力が異常に弱くなった骨が、外部からの衝撃や |

| | |
|-----------|--|
| | 自身の体重など、僅かな力によって骨折することをいいます。 (注4) 「先天性脱臼」とは、生まれつき脱臼していることをいいます。 (注5) 「病的脱臼」とは、種々の病気の結果、関節部位に変形や損傷を生じて起こった脱臼のことをいいます。 (注6) 「反復性脱臼」とは、1回のけがで脱臼した後、急にいろいろな原因で脱臼をくり返す脱臼のことをいいます。 |
| 財物の損壊 | 財物とは、有体物をいい、漁業権、営業権、鉱業権、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他これらに類する権利は含みません。また、損壊とは、有体物の滅失、破損または汚損をいい、滅失には盗難、紛失、盗取または詐取を含みません。 |
| 歯科診療報酬点数表 | 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。 |
| 事故 | 急激かつ偶然な外来のできごとをいいます。 |
| 失効 | この保険契約の全部または一部の効力を、その時に降失うことをいいます。 |
| 自動車等 | 自動車または原動機付自転車をいいます。 |
| 支払事由 | この普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定により、当社が保険金を支払うべき損害、損失または傷害等 ^(注) をいい、普通保険約款および各特約に定めています。 (注) その原因となる事由を含みます。 |
| 支払責任額 | 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。 |
| 住宅 | 本人の居住の用に供される住宅 ^(注) をいいます。 (注) 同一敷地内の動産および不動産を含みます。 |
| 手術 | 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(注1) 。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ②先進医療 ^(注2) に該当する診療行為 ^(注3) (注1) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。 (注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切 |

| | |
|----------|--|
| | 除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。 |
| 傷害 | 被保険者が日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害 ^(注1) を被ったことをいいます。 (注1) 傷害死亡見舞費用一時金、傷害入院見舞費用一時金、傷害手術見舞費用一時金、骨折等見舞費用一時金、傷害退院時見舞費用一時金およびホームヘルパー等代行費用特約の傷害には、「熱中症危険 ^(注2) 」および「中毒症状 ^(注3) 」による身体の障害を含みます。 (注2) 急激かつ外来の日射または熱射をいいます。 (注3) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入または摂取した場合に急激に生じる中毒症状をいい、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。ただし、継続的に吸入、吸入または摂取した結果生じる中毒症状を除きます。 |
| 乗用具 | 自動車等、モーターボート ^(注) 、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。 |
| 身体の障害 | 傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。 |
| 他の保険契約等 | この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 治療 | 医師 ^(注) が必要であると認め、医師 ^(注) が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。 |
| 入院 | 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 |
| 配偶者 | 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は、その者を含みます。 |
| 被保険者 | 保険証券記載の被保険者をいいます。 なお、ホームヘルパー等代行費用特約および個人賠償責任特約においては、次のとおり。 ① 保険証券記載の被保険者(記名被保険者) ② 保険証券記載の被保険者と同居する親族 ただし、当会社と締結された他の保険契約における被保険者である者を除きます。 |
| 保険期間 | 保険証券記載の保険期間をいいます。 |
| 保険金 | 傷害死亡見舞費用一時金、傷害入院見舞費用一時金、傷害手術見舞費用一時金、骨折等見舞費用一時金、傷害退院時見舞費用一時金、ホームヘルパー等代行費用保険金または個人賠償責任保険金をいいます。 |
| 保険金額 | 保険証券に記載されたその被保険者の保険金額をいいます。 |
| ホームヘルパー等 | ホームヘルパー ^(注1) 、ベビーシッター ^(注2) および清掃代行サービス業者 ^(注3) をいいます。 (注1) 炊事、掃除、洗濯およびこどもの世話等を行うことを職業とする者をいいます。 |

| | |
|-------|--|
| | (注2) 子守等のこどもの世話を行うことを職業とする者をいいます。 (注3) 家庭の掃除を家事従事者に代わり行うことを職業とする者をいいます。 |
| 本人 | 保険証券の被保険者欄に記載の者をいいます。 |
| 無効 | この保険契約 ^(さかのほ) のすべての効力を、保険期間の初日に遡 ^(さかのぼ) って失うことをいいます。 |
| 免責金額 | 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。 |
| 雇入費用等 | 次に掲げる費用をいいます。 ① ホームヘルパー等の雇入費用 ^(注1) ② 被保険者の子に関する託児所・保育所等の費用 ^(注2) (注1) ホームヘルパー等の紹介料および交通費を含みます。 (注2) 被保険者が家事に従事できる場合においても生じる費用は除きます。 |

第1章 補償条項

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、日本国内において発生した事故により、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、傷害死亡見舞費用一時金を支払います。
- (2) 当会社は、日本国内において発生した事故により、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、日本国内の病院または診療所に7日以上入院をした場合、傷害入院見舞費用一時金を支払います。ただし、1回の事故につき1回の保険金支払に限り、支払回数については、保険期間中1回に限りです。なお、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後に開始する入院に対しては、傷害入院見舞費用一時金を支払いません。
- (3) 当会社は、日本国内において発生した事故により、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、日本国内の病院または診療所に7日以上入院をし、その傷害の治療を直接の目的として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所で手術を受けた場合、傷害手術見舞費用一時金を支払います。ただし、1回の事故につき1回の手術に限り、支払回数については、保険期間中1回に限りです。なお、同時に2回の手術を受けた場合は、1回分の保険金を支払います。
- (4) 当会社は、日本国内において発生した事故により、被保険者が骨折等を伴う傷害を被り、その直接の結果として、日本国内の病院または診療所に7日以上入院をした場合、骨折等見舞費用一時金を支払います。ただし、1回の事故につき1回の保険金支払に限り、支払回数については、保険期間中1回に限りです。なお、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後に開始する入院に対しては、骨折等見舞費用一時金を支払いません。
- (5) 当会社は、日本国内において発生した事故により、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、日本国内の病院または診療所に7日以上入院をした後、生存して退院した場合、傷害退院時見舞費用一時金を支払います。ただし、1回の事故につき1回の保険金支払に限り、支払回数については保険期間中1回に限りです。なお、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後に開始する入院に対しては、傷害退院時見舞費用一時金を支払いません。
- (6) (1)から(5)までの事故の発生の日は、被保険者が傷害を被った日をいい、当会社は、その事故の発生の日が保険期間

内である保険契約から、(1)から(5)までの保険金を支払います。また、入院を2回以上した場合でも、同一の事故を原因とする入院は、保険期間を問わず、それらの入院を1回の入院とみなし、入院日数を通算します。なお、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後に開始する入院については通算しません。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって被った支払事由に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者^(注1)または被保険者の故意または重大な過失。
 - ② 保険金を受け取るべき者^(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が一部の傷害死亡見舞費用一時金受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。
 - ア. 法令に定められた運転資格^(注3)を持たないで、自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注4)
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質^(注5)もしくは核燃料物質^(注5)によって汚染された物^(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
- (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注5) 使用済燃料を含みます。
- (注6) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群^(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (注) いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (3) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間

山岳登山^(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注2)操縦^(注3)、スカイダイビング、ハング

グライダー搭乗、超軽量動力機^(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

- ② 被保険者の職業が次に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間

オートテスター^(注1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者^(注2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手^(注3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1) テストライダーをいいます。

(注2) 動物園の飼育係を含みます。

(注3) レフリーを含みます。

- ③ 被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間
- ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第3条(保険金の支払額および保険金を受け取るべき者)

- (1) 当社が、第1条(保険金を支払う場合)の保険金としての支払額、支払限度回数および保険金を受け取るべき者は、次表のとおりとします。

| 保険金の種類 | 支払額 | 支払限度回数 | 保険金を受け取るべき者 |
|--------------------------------|---------------------------|-------------|----------------|
| 第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害死亡見舞費用一時金 | 傷害死亡見舞費用保険金額の全額 | — | 傷害死亡見舞費用一時金受取人 |
| 第1条(保険金を支払う場合)(2)の傷害入院見舞費用一時金 | 1回の事故につき、傷害入院見舞費用保険金額の全額 | 保険期間中1回に限る。 | 被保険者 |
| 第1条(保険金を支払う場合)(3)の傷害手術見舞費用一時金 | 1回の事故につき、傷害手術見舞費用保険金額の全額 | 保険期間中1回に限る。 | 被保険者 |
| 第1条(保険金を支払う場合)(4)の骨折等見舞費用一時金 | 1回の事故につき、骨折等見舞費用保険金額の全額 | 保険期間中1回に限る。 | 被保険者 |
| 第1条(保険金を支払う場合)(5)の傷害退院時見舞費用一時金 | 1回の事故につき、傷害退院時見舞費用保険金額の全額 | 保険期間中1回に限る。 | 被保険者 |

- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間中に(1)の規定により支払う保険金、および1回の事故につき、ホームヘルパー等代行費用特約の規定により算出した保険金の合計額が保険業法等の関係法令に基づき定める引受限度額を超過する場

合は、当会社は、次の算式によって算出した額をそれぞれの保険金として、支払います。

(1)またはホームヘルパー等代行費用特約の規定により算出したそれぞれの保険金×(保険業法等の関係法令に基づき定める引受限度額／(1)およびホームヘルパー等代行費用特約により算出した保険金の合計額)

第4条(死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が傷害によって死亡したものと推定します。

第5条(他の身体の障害の影響)

- (1) 第3条(保険金の支払額および保険金を受け取るべき者) (1)にかかわらず、被保険者が傷害を被った時、既に存在していた身体の障害の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する割合を乗じた金額を支払います。
- (2) 正当な理由なく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第2章 基本条項

第6条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は保険期間の初日の午後4時^(註)に始まり、末日の午後4時に終わります。
(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 付帯された特約において、別段の定めがある場合を除き、保険期間が始まった後でも、当会社は保険料領収前に生じた事故による支払事由に対しては、保険金を支払いません。

第7条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者となる者は、保険契約締結の際、告知事項について当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合^(註)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、事故による支払事由が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとし

ます。

- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約の解除・解約の効力)の規定にかかわらず、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した事故による支払事由については適用しません。

第8条(職業または職務の変更に関する通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。
- (3) 職業または職務の変更の事実^(註1)が生じ、この保険契約の引受範囲外^(註2)となった場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注1) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
(注2) 保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (4) (3)の規定による解除が支払事由の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約の解除・解約の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実^(註)が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による支払事由に対しては保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

第9条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条(保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款等に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款等に関する権利および義務が移転するものとします。この場合、法定相続人が複数の場合は、当会社は、代表者1名を定めることができます。この場合における代表者は他の法定相続人を代理するものとします。また、代表者に対して行う当会社の行為は、他の法定相続人に対しても効力を有するものとします。

第11条(重複契約の禁止)

同一の被保険者は当会社が特に認めた場合を除き保険期間を重複して当会社の保険契約の被保険者となることはできま

せん。

第12条(保険契約の無効)

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) この保険契約の被保険者となることについて、傷害死亡見舞費用一時金受取人を定める場合^(注)に、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかった保険契約は無効とします。
(注) その被保険者の法定相続人を傷害死亡見舞費用一時金受取人と定める場合を除きます。
- (3) 保険契約申込書に記載された被保険者の職業または職務に誤りがあり、実際の職業または職務が当会社の定める職業または職務の範囲外^(注)であった場合には、この保険契約は無効とします。
(注) 保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (4) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあり、実際の契約年齢が当会社の定める契約年齢の範囲外^(注)であった場合には、この保険契約は無効とします。
(注) 保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (5) 第11条(重複契約の禁止)の規定に反して重複契約があり、保険金額の合計が保険業法等の関連法令に基づき定める引受限度額を超過した場合、その超過保険金額部分を無効とします。

第13条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第14条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第15条(保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

第16条(被保険者による保険契約の解約請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約を解約することを求めることができます。
 - ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第17条(重大事由による保険契約の解除)①①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第17条(重大事由による保険契約の解除)①③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合
 - ④ 第17条(重大事由による保険契約の解除)①④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

- (2) 保険契約者は、①①から⑥までの事由がある場合において被保険者から①に規定する解約請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。
- (3) ①①の事由がある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- (4) ③の規定によりこの保険契約が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

第17条(重大事由による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力^(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力^(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力^(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力^(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 被保険者が、①③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた支払事由に対して支払う保険金を受け取るべき者が、①③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- (3) ①または②の規定による解除が事故^(注1)の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約の解除・解約の効力)の規定にかかわらず、①①から⑤までの事由または②①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故^(注1)による支払事由に対しては、当会社は、保険金^(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) ②の規定による解除がなされた場合には、その被

保険者に生じた事故をいいます。

(注2) (2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限りま

第18条(保険契約の解除・解約の効力)

保険契約の解除および解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第19条(保険料の返還または追加保険料の請求—告知義務の場合)

- (1) 当社は、第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または追加保険料を請求します。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合^(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず1か月以内にその支払がなかった場合に限りま
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除したときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。
- (4) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあり、(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社は、契約年齢を誤った保険契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に生じた事故による傷害については、誤った契約年齢に基づいた保険料の正しい契約年齢に基づいた保険料に対する割合により、保険金を削減して支払います。

第20条(保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 第12条(保険契約の無効)(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 第12条(保険契約の無効)(2)、(3)または(4)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料の全額を返還します。
- (3) 第12条(保険契約の無効)(5)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、無効となる超過保険金額部分に相当する保険料の全額を返還します。
- (4) 第13条(保険契約の失効)の規定により保険契約が失効となる場合には、当社は、次の算式により算出した額を返還します。ただし、第3条(保険金の支払額および保険金を受け取るべき者)の傷害死亡見舞費用一時金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、当社は、保険料を返還しません。
返還保険料^(注1)
= 保険料 - { 保険料 × (既経過月数^(注2) / 12 か月) }
(注1) 返還保険料は1円位を四捨五入して10円単位とします。
(注2) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第21条(保険料の返還—取消しの場合)

第14条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第22条(保険料の返還—解除の場合)

次の①から⑥までに掲げる規定のいずれかにより、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式により算出した額を返還します。

返還保険料^(注1)

= 保険料 - { 保険料 × (既経過月数^(注2) / 12 か月) }

- ① 第7条(告知義務)(2)
- ② 第8条(職業または職務の変更に関する通知義務)(3)
- ③ 第17条(重大事由による保険契約の解除)(1)
- ④ 第17条(重大事由による保険契約の解除)(2)
- ⑤ 第19条(保険料の返還または追加保険料の請求—告知義務の場合)(2)

(注1) 返還保険料は1円位を四捨五入して10円単位とします。

(注2) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第23条(保険料の返還—解約の場合)

次の①から③までに掲げる規定のいずれかにより、保険契約者または被保険者が保険契約を解約した場合には、当社は、次の算式により算出した額を返還します。

返還保険料^(注) = 保険料 - (保険料 × 既経過期間に応じた別表1に掲げる短期料率)

- ① 第15条(保険契約者による保険契約の解約)
- ② 第16条(被保険者による保険契約の解約請求)(2)
- ③ 第16条(被保険者による保険契約の解約請求)(3)

(注) 返還保険料は1円位を四捨五入して10円単位とします。

第24条(事故の通知)

- (1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故発生の日からその日も含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- (3) (1)および(2)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容^(注)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1)から(3)までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(1)から(4)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使できるものとします。
 - ① 傷害死亡見舞費用一時金については、第1条(保険金

を支払う場合) (1)に規定する支払事由に該当した場合にその被保険者が死亡した時

- ② 傷害入院見舞費用一時金については、第1条(保険金を支払う場合) (2)に規定する支払事由に該当した場合にその被保険者が被った傷害の治療を目的とした入院が7日を経過した時
 - ③ 傷害手術見舞費用一時金については、第1条(保険金を支払う場合) (3)に規定する支払事由に該当した場合にその被保険者が被った傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ④ 骨折等見舞費用一時金については、第1条(保険金を支払う場合) (4)に規定する支払事由に該当した場合にその被保険者が被った骨折等を伴う傷害の治療を目的とした入院が7日を経過した時
 - ⑤ 傷害退院時見舞費用一時金については、第1条(保険金を支払う場合) (5)に規定する支払事由に該当した場合にその被保険者が被った傷害の治療を目的とした7日以上入院をした後、生存して退院した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払いを請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその代理人がないときは次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(註)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(註)または②以外の3親等内の親族
- (注) <用語の定義>における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または支払事由の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が次のいずれかを行った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 正当な理由なく(5)の規定に違反した場合
 - ② 提出書類^(註)に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 提出書類^(註)または証拠を偽造または変造した場合
- (注) (2)、(3)または(5)の書類をいいます。

第26条(当社が指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 第24条(事故の通知)の規定による通知または第25条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、支払事由の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
 - (2) (1)の規定による診断または死体の検案^(註1)のために要した費用^(註2)は当社が負担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 収入の喪失を含みません。

第27条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日^(註1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、支払事由発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額^(註2)または支払事由の程度、事故と支払事由との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約に定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第25条(保険金の請求)(2)、(3)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 保険の対象の価額(損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。)を含みます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は請求完了日^(註1)からその日を含めて次に掲げる日数^(註2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとし、
 - (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第25条(保険金の請求)(2)、(3)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。
 - (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
 - (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合^(註)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または

| 照会または調査 | 日数 |
|--|------|
| ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 ^(註3) | 180日 |
| ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 | 90日 |
| ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 | 60日 |
| ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 | 180日 |

(2)の期間に参入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)および(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第28条(傷害死亡見舞費用一時金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が傷害死亡見舞費用一時金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を傷害死亡見舞費用一時金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、傷害死亡見舞費用一時金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による傷害死亡見舞費用一時金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当社に到達した場合には、傷害死亡見舞費用一時金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の傷害死亡見舞費用一時金受取人に保険金を支払った場合は、その後の保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の傷害死亡見舞費用一時金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による傷害死亡見舞費用一時金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の傷害死亡見舞費用一時金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、傷害死亡見舞費用一時金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 傷害死亡見舞費用一時金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した傷害死亡見舞費用一時金受取人の死亡時の法定相続人を傷害死亡見舞費用一時金受取人とします。
- (9) 保険契約者は、傷害死亡見舞費用一時金以外の保険金について、その保険金を受け取るべき者をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第29条(傷害死亡見舞費用一時金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、傷害死亡見舞費用一時金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることができます。この場合において、代表者は他の傷害死亡見舞費用一時金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、傷害死亡見舞費用一時金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の傷害死亡見舞費用一時金受取人に対しても効力を有するものとします。

第30条(時効)

保険金請求権は、第25条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(保険金支払後の保険契約)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)(1)の傷害死亡見舞費用一時金を支払う場合には、この保険契約は、その保険金支払

の原因となった傷害が発生した時に終了します。

- (2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約が終了することはありません。
- (3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。

第32条(保険金の削減払いおよび保険料の増額または保険金額の削減)

- (1) 当社は、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。
- (2) 当社は、保険料の計算基礎に特に著しい影響を及ぼす事情が発生し、予定する損害に照らして大幅に乖離したことから、保険期間満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- (3) (1)および(2)の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

第33条(代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に転移しません。

第34条(保険契約の継続)

- (1) 当社は、保険期間満了日の60日前までに、継続契約引受けの場合の保険料その他の保険金額等の引受内容を記載した継続案内書を保険契約者に送付します。なお、当社は、被保険者について、過去の事故の発生件数が多く、悪意性が疑われる場合に限り、保険契約を継続しないことがあります。その場合、保険期間満了日の60日前までに保険契約者に書面によりその旨を通知します。
- (2) (1)の継続案内書の記載内容に変更すべき事項があるときは、保険契約者は、この保険契約の保険期間の満了する日の30日前までに、当社に通知しなければなりません。この場合の通知については、第7条(告知義務)の規定を適用します。
- (3) 保険期間満了日の30日前までに、保険契約者より、当社に対し、継続を行わない旨の申し出がない場合には、(1)の継続契約の内容により保険契約は継続されるものとします。
- (4) 継続契約の保険料払込期日は、継続前契約の保険期間満了日とし、保険契約者は、保険料払込期日までに継続後の保険契約の保険料を払い込むものとします。
- (5) 保険契約者が、継続後の保険契約の始期の属する月の翌月末日までに継続後の保険契約の保険料の払込みを行わなかった場合には、当社は、(3)の規定に係わらず、保険契約は継続されなかったものとします。なお、継続後の保険契約の始期の属する月の翌月末日までに継続後の保険契約の保険料の払込みを行った場合には、保険契約は継続されたものとします。この場合、第6条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は適用しません。
- (6) 当社は、収支予測、その他の方法により保険料の妥当性を検証し、保険料の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼす事情が発生した場合、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。この場合、保険契約者に対し保険期間満了日の60日前までに書面によりその内容を通知します。
- (7) 当社は、(6)の規定にかかわらず、この保険が不採算となり、継続契約の引受けが困難になった場合には、保険契約の継続を引き受けないことがあります。この場合にも保険契約者に対し保険期間満了日の60日前までに書面により

その内容を通知します。

(8) 当社は、保険契約が継続された場合には、(1)の継続案内書をもって継続契約の継続証等^(注)とします。

(注) 保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

第 35 条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 36 条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 短期料率表

| 既経過期間 (注) | 割合 (%) |
|-------------|--------|
| 1 か月まで | 25 |
| 2 か月まで | 35 |
| 3 か月まで | 45 |
| 4 か月まで | 55 |
| 5 か月まで | 65 |
| 6 か月まで | 70 |
| 7 か月まで | 75 |
| 8 か月まで | 80 |
| 9 か月まで | 85 |
| 10 か月まで | 90 |
| 11 か月まで | 95 |
| 11 か月を超えるもの | 100 |

(注) 既経過期間に1 か月未満の端日数がある場合には切り上げます。

別表 2 保険金請求書類

| 保険金の種類 提出書類(注) | 傷害死亡見舞費用一時金 | 傷害入院見舞費用一時金 | 傷害手術見舞費用一時金 | 骨折等見舞費用一時金 | 傷害退院時見舞費用一時金 |
|--|-------------|-------------|-------------|------------|--------------|
| 1. 保険金請求書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2. 保険証券 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3. 当社の定める傷害状況報告書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4. 公の機関(やむを得ない場合には第三者)の事故証明書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5. 死亡診断書または死体検案書 | ○ | | | | |
| 6. 傷害の程度または手術の内容を証明するその被保険者以外の医師の診断書 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7. 入院を記載した病院または診療所の証明書類 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8. 被保険者の印鑑証明書 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 9. 被保険者の戸籍謄本 | ○ | | | | |
| 10. 傷害死亡見舞費用一時金受取人(傷害死亡見舞費用一時金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人)の印鑑証明書 | ○ | | | | |
| 11. 法定相続人の戸籍謄本(傷害死亡見舞費用一時金受取人を定めなかった場合) | ○ | | | | |
| 12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金請求を第三者に委任する場合) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 13. 普通保険約款第 25 条(保険金の請求)(3)の場合、被保険者に保険金を請求できない事情を示す書類およびその代理人の戸籍謄本と印鑑証明書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 14. その他当社が普通保険約款第 27 条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

(注) 提出する書類は、上記別表 2 に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。また、上記別表 2 に掲げるもの以外の書類または証拠の提出を当社が求めた場合においても、速やかに提出しなければなりません。

傷害安心保険 特約

ホームヘルパー等代行費用特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用します。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、日本国内において発生した事故により、記名被保険者が傷害を被り、その結果として、当社が傷害入院見舞費用一時金を支払う場合において、被保険者が家事に従事できなくなったことにより、その入院期間中の家事を代行するために被保険者がホームヘルパー等を雇い入れたときに、被保険者が負担した雇入費用等に対して、ホームヘルパー等代行費用保険金を支払います。なお、ホームヘルパー等代行費用保険金を支払う事故は保険期間中1回に限ります。

第3条(保険金を支払わない場合)

この特約の保険金を支払わない場合は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)を準用します。

第4条(被保険者の範囲)

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 保険証券記載の被保険者(記名被保険者)
- ② 保険証券記載の被保険者と同居する親族。

ただし、当社と締結された他の保険契約における被保険者である者を除きます。

第5条(保険金の支払額)

(1) 当社が、第2条(保険金を支払う場合)のホームヘルパー等代行費用保険金として支払う額は、1回の事故につき、被保険者が負担した雇入費用等の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。ただし、「保険証券記載の基礎日額に雇入費用等を負担した総日数^(注)を乗じた額」または「10万円」のいずれか低い額を限度とします。なお、ホームヘルパー等代行費用保険金を支払う事故は保険期間中1回に限ります。

(注) 被保険者が1日に複数の者に対する雇入費用等を負担したとしても、1日として計算した日数とします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、その被保険者が負担した雇入費用等について第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた額を被保険者が負担した雇入費用等の額から差し引くものとします。

第6条(事故の通知)

(1) 雇入費用等が発生した場合には、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった保険事故発生の日からその日も含めて30日以内に普通保険約款第24条(事故の通知)(1)および(3)に定める事項を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく、(1)の規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いてホームヘルパー等代行費用保険金を支払います。

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)の雇入費用等に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額がその雇入費用等の額を超えるときは、当社は、次に定める額をホームヘルパー等代行費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

その雇入費用等の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の雇入費用等の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条(保険金の請求)

(1) この特約にかかるホームヘルパー等代行費用保険金の当社に対する保険金請求権は、被保険者が雇入費用等を負担した時から発生し、これを行使できるものとします。

(2) 被保険者がホームヘルパー等代行費用保険金の支払を請求する場合は、次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

① 普通保険約款 別表2 保険金請求書類に掲げる傷害入院見舞費用一時金請求の場合の書類

② 雇入費用等の支出を証明する書類

第9条(代位)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)の雇入費用等が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその雇入費用等に対してホームヘルパー等代行費用保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が雇入費用等の額の全額をホームヘルパー等代行費用保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、ホームヘルパー等代行費用保険金が支払われていない雇入費用等の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第10条(普通保険約款との関係)

この特約については、普通保険約款第27条(保険金の支払時期)(1)③の規定中「損害の額^(注2)または支払事由の程度」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)に定める雇入費用等の額」と読み替えて適用します。

第11条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

個人賠償責任特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用します。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が、日本国内において生じた次のいずれかに該当する事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任^(注1)を負担することによって被った損害に対して、個人賠償責任保険金を支払います。

- ① 住宅の使用または管理に起因する偶然な事故
 - ② 被保険者の日常生活^(注2)に起因する偶然な事故
- (注1) 通常、財物に対する法律上の賠償責任の額は、時価額ベースでの額となります
- (注2) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。
- ① 保険契約者^(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注3)によって汚染されたもの^(注4)の放射性、爆発性その他の有害特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (注1) 保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当社は、(1)に掲げる損害のほか、次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しても、個人賠償責任保険金を支払いません。
- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産^(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人^(注2)が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶^(注3)、車両^(注4)または銃器^(注5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ⑩ 排気^(注6)または廃棄物によって生じた損害賠償責任
 - ⑪ 給排水管、冷暖房装置、温度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他既設の設備・装置類の欠陥、劣化ま

たはさびに起因する損害賠償責任

- (注1) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- (注2) 被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- (注3) 原動力が専ら人力であるものを除きます。
- (注4) 原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフカートを除きます。
- (注5) 空気銃を除きます。
- (注6) 煙を含みます。

第4条(被保険者の範囲)

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、責任無能力者は含まないものとします。

- ① 保険証券記載の被保険者(記名被保険者)
 - ② 保険証券記載の被保険者と同居する親族。
- ただし、当会社と締結された他の保険契約における被保険者である者を除きます。

第5条(保険金の支払範囲)

当会社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金^(注)
 - ② 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ③ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ④ 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
 - ⑤ 損害賠償責任を負担することによって被る損害の原因となった事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
 - ⑥ 損害賠償に関する訴訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- (注) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が取得するものがあるときは、その価額をこれから差し引きます。

第6条(保険金の支払額)

当会社が支払う個人賠償責任保険金の支払額は、第5条(保険金の支払範囲)①から⑥までの金額の合計額とします。ただし、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度とします。

第7条(事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次の事項を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- ① 保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名または名称、年齢、職業および保険事故の状況
 - ② ①の事項について証人となる者がある場合には、その者の住所および氏名または名称
 - ③ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(3) 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちに書面をもってこれを当会社に通知しなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者は、他人に損害賠償の請求^(注)をすることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとらなければなりません。

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(5) 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。

(6) 保険契約者または被保険者は、他の保険契約の有無およびその内容^(注)について遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(7) 保険契約者または被保険者は、(1)から(6)までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(8) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)から(7)までの義務を履行しなかった場合は、当会社は、(1)、(3)、(6)または(7)の場合はそれによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うものとし、(2)の場合は発生または拡大を防止することができたと認められる額を、(4)の場合は賠償または補償を受けることができたと認められる額を、(5)の場合は損害賠償責任がないと認められる額を、それぞれ差し引いた残額を損害の額とみなします。

第8条(当会社による解決)

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)の法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額がその損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を個人賠償責任保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条(保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請

求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、その被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当会社の定める事故状況報告書

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑤ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(既に支払がなされた場合はその領収書)

⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書^(注)

⑦ その他当会社が普通保険約款第27条(保険金の支払時期)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 保険金の請求を第三者に委任する場合

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 普通保険約款<用語の定義>にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条(賠償事故直接請求権)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故(以下、「賠償事故」といいます。)によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求す

ることができます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当社が被保険者に対して支払うべき個人賠償責任保険金の額^(注)を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
 - ウ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人が相続放棄をしたこと。

(注) 同一事故につき既に支払った個人賠償責任保険金がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) (1)および(2)の損害賠償額とは、次の算式により算出される額をいいます。

損害賠償額＝被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額－被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の賠償責任保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、個人賠償責任保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額^(注)が賠償責任保険金の支払限度額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害賠償額を支払います。

- ① (2)④に規定する事実があった場合
- ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められる場合
- ③ 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 同一事故につき既に支払った賠償責任保険金または損害賠償金がある場合は、その全額を含みます。

(7) 損害賠償請求権者が当社に対して損害賠償額の支払を請求する場合は、第7条(事故の通知)から第10条(保険金の請求)までの規定を準用します。

第12条(先取特権)

(1) 事故における被保険者に対する損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権^(注)について先取特権を有します。

(注) 第5条(保険金の支払範囲)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、個人賠償責任保険金の支払いを行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に個人賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権^(注1)は、損害賠償請求権者以外の第三者^(注2)に譲渡することはできません。また、保険金請求権^(注1)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して個人賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注1) 第5条(保険金の支払範囲)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

(注2) 被保険者以外の者をいいます。

第13条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権^(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して個人賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を個人賠償責任保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、個人賠償責任保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第14条(普通保険約款との関係)

(1) この特約については、普通保険約款第17条(重大事由による保険契約の解除)(2)の規定は適用しません。

(2) この特約については、普通保険約款第27条(保険金の支払時期)(1)③の規定中「損害の額^(注2)または支払事由の程度」とあるのは「この特約第2条(保険金を支払う場合)に定める損害の額」と読み替えて適用します。

第15条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

傷害手術見舞費用一時金補償対象外特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用します。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)(3)に規定する傷害手術見舞費用一時金を支払いません。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

骨折等見舞費用一時金補償対象外特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用します。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)(4)に規定する骨折等見舞費用一時金を支払いません。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

傷害退院時見舞費用一時金補償対象外特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用します。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、この特約により、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)(5)に規定する傷害退院時見舞費用一時金を支払いません。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

災害補償規定等による傷害死亡見舞費用一時金 受取人指定に関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義

によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|--|
| 災害補償規定等 | 保険契約者等が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定等をいいます。なお、保険金額が被保険者である従業員等に対し、弔慰金、退職金の支払いに充当される額を超過する場合には、その超過額が保険契約者等の費用等に充当されることが規定されたものとします。 |
| 受給者 | 遺族補償を受けるべき者をいいます。 |
| 保険契約者等 | 保険契約者または被保険者が所属する組織もしくは被保険者と雇用関係のある事業主をいいます。 |

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用します。

第2条(災害補償規定等の備え付け)

保険契約者等が企業で、普通保険約款第28条(傷害死亡見舞費用一時金受取人の変更)の規定に従い、各被保険者からの書面による同意以外の方法により保険契約者等を傷害死亡見舞費用一時金受取人と定める場合は、この特約により、保険契約者等は災害補償規定等を備え、当社が、その写しの提出を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。

第3条(保険金の請求)

- 保険契約者等が傷害死亡見舞費用一時金を請求する場合には、普通保険約款等に定められた書類の他に、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。
 - 受給者が傷害死亡見舞費用一時金の請求内容について了知していることが確認できる書類
 - 受給者が保険契約者等から金銭を受領したことが確認できる書類
 - 保険契約者等が受給者に金銭を支払ったことが確認できる書類
- 保険契約者等は、やむを得ず傷害死亡見舞費用一時金受領後に、(1)②または③の書類を提出する場合には、受領した日からその日を含めて30日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に当社に提出しなければなりません。
- 当社は、(2)で規定する書類が期日までに提出されず、遺族補償が行われたことが確認できなかった場合には、保険契約者等に支払われた傷害死亡見舞費用一時金の返還を求めることができるものとします。なお、傷害死亡見舞費用一時金が当社に返還された場合には、当該被保険者に係る保険契約を無効とし、当社は既に払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料のクレジットカード払特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|------------|--|
| クレジットカード | 当会社の指定するクレジットカードをいいます。 |
| クレジットカード会社 | クレジットカードの発行会社をいいます。 |
| 会員規約等 | クレジットカード会社との間で締結した会員規約等をいいます。 |
| 保険料 | 普通保険約款およびこれに付帯された特約に基づき、当社が請求する保険料をいい、保険料分割払特約が付帯された契約については、第1回分割保険料および第2回以降の分割保険料をいいます。 |
| 保険料払込期日 | 一括払契約の保険料については、保険期間の初日をいい、保険料分割払契約の保険料については、保険料分割払特約において定める日をいいます。 |

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者がこの保険契約（継続契約を含みます。以下この特約において同様とします。）の保険料の払込方法（経路）としてクレジットカード払いを選択し、当社がこれを承認した場合に適用します。ただし、クレジットカードの名義人が保険契約者本人またはその親族（注）である場合に限りま。

（注）親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等の姻族をいいます。

第2条(保険料の払込み)

- この特約が付帯された場合には、保険契約者はクレジットカードによって保険料を払い込むものとし、当社が、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時を保険料の領収日とします。なお、保険料分割払特約が付帯された保険契約の第2回以降の分割保険料については、保険料払込期日の属する月の月末までの当社が定めた日を保険料の領収日とします。また、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを保険期間の初日の属する月の翌月末日までに承認した場合は、この保険契約の普通保険約款に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (1)の規定は、当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合には適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
- (2)の当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合で、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード会社に対して、この保険契約にかかわる保険料相当額を払い込んでいない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとし、
- 保険契約者が、会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、(3)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、保険金を支払います。
- (4)の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は既に到来した保険料払込期日に払い込むべき保険料の全額を当社に払い込ん

でなければなりません。既に到来した保険料払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合は、当社はその保険料を相殺して保険金を支払います。

第3条(保険契約の解除)

第2条(保険料の払込み)(3)の保険料の直接請求に対して、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込を行わない場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料分割払特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|---------|--|
| 契約年度 | 保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。 (注) 傷害安心保険では、この用語の定義の適用はありません。 |
| 分割保険料 | 保険証券に記載された月払保険料または年払保険料をいいます。 (注) 傷害安心保険では、月払保険料をいいます。 |
| 保険料払込期日 | 第1回分割保険料は保険期間の初日をいい、第2回以降の分割保険料は保険始期応当日をいいます。 |
| 未払込保険料 | この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。 |

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用します。

第2条(分割保険料の払込み)

保険契約者は、この保険契約について当社が請求する分割保険料を保険料払込期日までに、払い込まなければなりません。

第3条(分割保険料不払の場合の事故の取扱い)

- 当社は、保険契約者が次の期日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合は、次の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

| 保険料 | 期日 | 事故 |
|---------------------|--------------------|-------------------|
| 第1回分割保険料 (注1) | 保険期間の初日まで | 保険期間の初日以降に生じた事故 |
| 第2回以降の分割 保険料(注2) | その払込期日の属する月の翌月末日まで | その保険料払込期日以降に生じた事故 |

- 被保険者が第2回以降の分割保険料(注2)の保険料払込期日の属する月の翌月末日までに生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は既に到来した保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料を当社に払い込んでいなければ

ばなりません。既に到来した保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合は、当会社はその分割保険料を相殺して保険金を支払います。

- (3) 保険契約者に故意および重過失がなかったと当会社が認めた場合、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」に読み替えて(1)、(2)および第5条(分割保険料不払の場合の解除とその効力発生日)の規定を適用します。

(注1) 傷害安心保険においては、「第1回分割保険料」を「新規契約の第1回分割保険料」に読み替えて適用します。

(注2) 傷害安心保険においては、「第2回以降の分割保険料」を「第2回以降の分割保険料および継続契約の第1回分割保険料」に読み替えて適用します。

第4条(保険金の支払および未払込保険料の払込み)

この保険契約に定められた当該契約年度の分割保険料^(注1)の払込みを完了する前に、この特約が付帯された普通保険約款の規定により、保険金支払によって保険契約が終了する場合には、保険契約者は、当該契約年度に対する未払込保険料の全額^(注2)を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(注1) 傷害安心保険においては、「当該契約年度の分割保険料」を「12回分の分割保険料」に読み替えて適用します。

(注2) 傷害安心保険においては、「当該契約年度に対する未払込保険料の全額」を「未払込保険料の全額」に読み替えて適用します。

第5条(分割保険料不払の場合の解除とその効力発生日)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、それぞれに定める解除の効力の発生の日から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第1回分割保険料^(注1)については、保険期間の初日までに分割保険料の払込みがない場合。また、解除の効力の発生の日は、保険期間の初日とします。

② 第2回以降の分割保険料^(注2)の場合については、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合。また、解除の効力の発生の日は、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日とします。

③ 分割保険料の払込みが月払の第2回以降の分割保険料^(注2)の場合については、保険料払込期日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日までに、次回保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合。また、解除の効力の発生の日は、次回保険料払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日とします。

(注1) 傷害安心保険においては、「第1回分割保険料」を「新規契約の第1回分割保険料」に読み替えて適用します。

(注2) 傷害安心保険においては、「第2回以降の分割保険料」を「第2回以降の分割保険料および継続契約の第1回分割保険料」に読み替えて適用します。

- (2) 当会社は、(1)の規定により当会社がこの保険契約を解除したときは、既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

第6条(保険料の返還)

普通保険約款の無効、失効、解約または解除に規定により

保険料を返還する場合は、既に払い込まれた保険料の総額から、普通保険約款に規定する払い込まれるべき保険料の総額を差し引いた残額がある場合に限り、その保険料を返還します。

第7条(保険料の口座振替払特約、保険料のクレジットカード払特約、保険料のコンビニエンスストア払特約および保証会社による保険料立替払特約との関係)

普通保険約款に、保険料の口座振替払特約、保険料のクレジットカード払特約、保険料のコンビニエンスストア払特約または保証会社による保険料立替払特約が付帯され、これらの特約に別途定めがある場合は、この特約の規定にかかわらず、これらの特約を優先して適用します。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

集団扱特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

| 用語 | 定義 |
|--------|--|
| 集団 | 当会社が承認する集団をいいます。 |
| 集金契約 | 「保険料集金に関する契約書(集団扱契約用)」による集金契約をいいます。 |
| 集金者 | 当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。 |
| 集金日 | 集金契約に定める集金日をいいます。 |
| 初回保険料 | 保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料をいいます。 |
| 未払込保険料 | この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。 |

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法(経路)として保険料を集金者を経て払い込むことを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用する。ただし、次のすべての条件を満たしている場合に限り適用します。

- ① 保険契約者が集団の構成員であること。
- ② 集団または集団から保険料集金を委託されている者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金者が集金手続を行い得る最初の集金日までに保険契約者から保険料を集金すること。
 - イ. ア.により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条(保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括して、または保険証券記載の回数および金額(以下「分割保険料」といいます。)に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、次に定

めるところによります。

- ① 第1回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当
会社に払い込むか、または集金契約に定めるところ
により、集金者を経て払い込まなければなりません。
- ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところ
により、集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条(保険料領収前の事故)

- (1) 集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込ま
れる保険料の場合には、普通保険約款に定める保険料領収
前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) (1)の規定により、被保険者が事故による損害に対して保
険金の支払いを受ける場合には、その支払を受ける前に、
保険契約者は既に到来した集金日に払い込むべき保険料
の全額を集金者に払い込んでいなければなりません。既に
到来した集金日に払い込まれる保険料の払込みがない場
合は、当会社はその保険料を相殺して保険金を支払います。
なお、保険事故発生の日が、初回保険料集金日以前の場合
において、当会社は初回保険料集金日にかかわらず、その
初回保険料を含む既に到来した集金日に払い込むべき保
険料の払込みがない場合は、その保険料の全額を相殺して
保険金を支払います。

第4条(追加保険料の払込み)

当会社が、この特約が付帯された普通保険約款の規定によ
る追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、集金者
を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まな
ければなりません。

第5条(保険金の支払および未払込保険料の払込み)

この保険契約に定められた保険料の払込みを完了する前に、
この特約が付帯された普通保険約款の規定により、保険金
の支払によって保険契約が終了する場合には、保険契約者は、
保険金の支払を受ける以前に未払込保険料の全額を集金者
を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条(保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、
領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者
に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場
合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集
金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日、②
から④までの事実のときは、その事実が発生した日(以下
「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみそ
の効力を失います。
 - ① 集金契約が解除されたこと。
 - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由によ
り、保険料が集金日の属する月の翌月末日までに集金
されなかったこと。ただし、集金者が保険契約者に代
わって保険料を集金日の属する月の翌月末日までに支
払った場合を除きます。
 - ③ 保険契約者が集団の構成員でなくなったこと。
 - ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に
基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受け
たこと。
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保
険契約者の人数^(注)が10名未満である場合には、この特約
を解除することができます。
(注) 同一の保険契約者が複数の集団扱特約付の保険契約

を締結している場合は1名と数えます。

- (3) (1)①から④までの事実が発生した場合または(2)の規定
により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は、遅
滞なく、保険契約者に対する書面によりその旨を通知しま
す。

第8条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、第7条(特約の失効または解除)(1)の規定
によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日の属す
る月の翌月末日までに、第7条(特約の失効または解除)(2)
の規定によりこの特約が解除された場合は解除日の属す
る月の翌月末日までに未払込保険料の全額を集金者を経
ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が
払い込まれない場合は、集金不能日またはこの特約の解除
日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事
故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、
この未払込保険料に初回保険料が含まれる場合に(1)に規定
する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、
保険始期日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に
生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が
払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通
知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将
来に向かってのみその効力を生じます。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に
反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の
特約の規定を準用します。

保険証券の発行省略特約

第1条(特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が保険契約締結時に保険契約申込
書等により保険証券等(注)の発行を省略することについて
同意した場合に適用します。

(注) 保険契約が成立したときに保険契約者宛てに発行す
る保険証券または保険契約が継続されたときに保険
契約者宛てに発行する保険契約継続証をいいます。
以下、この特約において同様とします。

第2条(保険証券発行の省略)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者と合意のうえで
保険証券等の発行を省略します。
- (2) (1)の場合、当会社のウェブサイト上に掲載される保険契
約者ごとの特定ページに保険契約の内容として表示した
事項を、保険証券等の記載事項とみなして、普通保険約款
およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

第3条(保険契約者からの請求による保険証券等の発行)

前条の規定にかかわらず、保険契約者が、当会社に対して
保険証券等の発行を請求した場合には、当会社はすみやかに
保険証券等を発行します。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に
反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の
特約の規定を準用します。

通信販売特約

第1条(保険契約の申込み)

当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申込みを行うことができます。

- ① 保険契約申込書に所定の事項を記載し、当会社に送付すること。
- ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対して、保険契約申込みの意思を表示し、当会社所定の事項を連絡すること。

第2条(保険契約の引受通知)

- (1) 当会社は、第1条(保険契約の申込み)の規定により保険契約の申込みを受けた場合、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行う保険契約については、保険契約の内容、保険料の額、保険料の払込方法および保険料払込期日を記載した引受通知を書面、電話またはネットワークを通じた情報端末の画面への表示により、保険契約者に通知します。
- (2) 当会社は、(1)にかかわらず、保険契約者が第1条(保険契約の申込み)にあたって、引受通知の内容である申込みを行う保険契約の内容、保険料の額、保険料の払込方法および保険料払込期日を書面や情報処理機器等により確認できる場合においては、引受けを行う保険契約に対する引受通知を省略することができます。
- (3) 当会社は、引受けを行わない保険契約について、直ちに保険契約者にその旨を通知します。

第3条(保険料の払込み)

保険契約者は、保険料払込期日までに保険料を払い込まなければなりません。

第4条(保険契約の無効)

当会社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、第3条(保険料の払込み)による保険料の払込みがない場合には、保険契約の申込みがなされなかったものとします。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

引受保険会社

近畿財務局長（少額短期保険）第6号

セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社

〒550-0002 大阪市西区江戸堀2丁目1番1号

☎ 0120-576-225

URL: <http://www.sjrm-ssi.co.jp>